

《 令和3年度 事業所向け各種日程表 》

1 請求受付締切日

締切日は、土日祝日にかかわらず、毎月「10日」^{注1}となります。

2 審査結果に関する各種通知書の送付及び支払日程

審査月 (請求受付月)	各種通知書の送付日		支払日 ^{注3}
	伝送請求事業所 ^{注2}	その他の事業所	
令和3年 3月	令和3年 4月5日(月)	4月26日(月)	4月28日(水)
4月	5月6日(木)	5月25日(火)	5月28日(金)
5月	6月7日(月)	6月25日(金)	6月28日(月)
6月	7月5日(月)	7月26日(月)	7月28日(水)
7月	8月5日(木)	8月25日(水)	8月27日(金)
8月	9月6日(月)	9月24日(金)	9月28日(火)
9月	10月5日(火)	10月25日(月)	10月28日(木)
10月	11月5日(金)	11月25日(木)	11月26日(金)
11月	12月6日(月)	12月24日(金)	12月27日(月)
12月	令和4年 1月5日(水)	1月25日(火)	1月28日(金)
令和4年 1月	2月7日(月)	2月24日(木)	2月25日(金)
2月	3月7日(月)	3月25日(金)	3月28日(月)

注1 伝送請求の場合は、毎月1日0時から10日24時まで、24時間いつでも送信ができます。その他の請求方法の場合は、毎月10日17時まで必着となります。
 なお、締切日(10日)が、土日祝日であっても、本会窓口で受付を行っております。普通郵便の祝日・休日配達は令和2年4月より休止となりましたのでご注意願います。請求書等は信書として送付していただきますよう、御理解、御協力をお願いします。

注2 伝送請求事業所の各種通知書は、送付日の10時以降に配信します。
 なお、「事業所別審査状況一覧表」は、別途15時以降に配信します。

注3 債権譲渡・差し押さえに関して、供託等の支払手続きとなる場合の支払期限は、本会介護給付費審査支払規則第11条に基づき原則月末までとなります。

福島県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 介護保険係

電話 024-523-2871 FAX 024-528-0989